

公益財団法人 枚方体育協会 役員等の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人枚方体育協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(理念)

第2条 役員（常勤の役員を除く）及び評議員の報酬等は、その活動がスポーツ振興を目的とするボランティア活動であることを基本として定めなければならない。

2 常勤の役員の報酬等は、勤務形態が類似の他団体常勤役員及び協会事務局職員の給与等と均衡を図りつつ、評議員会が定める。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。

2 役員及び評議員には、予算の範囲内で費用弁償を支給することができる。

3 費用弁償とは、職務の遂行に伴う交通費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。費用弁償の額は、評議員会が定める。

(役務の対価)

第4条 前条の規定にかかわらず、役員が役務の提供に対しては、予算の範囲内で報酬を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。